

# ごみの屋外焼却は 禁止です！



東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、屋外での焼却(野焼き)や、基準に適合しない小規模焼却炉によるごみ処理を原則禁止しています。

こんな焼却は原則禁止です

- ✕ 庭で家庭ごみを燃やす
- ✕ ドラム缶でごみを燃やす
- ✕ 空き地で落ち葉や枝を大量に燃やす
- ✕ 一斗缶や簡易焼却炉で燃やす
- ✕ 事業活動で出たごみを燃やす

煙がくさい  
洗濯物に臭いがつく  
健康への影響が心配...



ドラム缶



基準不適合の  
小規模焼却炉

## なぜ焼いてはいけないの？

ごみを燃やすと、次のような問題が発生します。

- 煙や悪臭が発生する
- ダイオキシン類など有害物質が発生するおそれがある
- 近隣トラブルや火災の原因になる
- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼす

### 例外として、焼却行為が認められる場合があります

- ・伝統的行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為
- ・学校教育及び社会教育活動上必要な焼却行為
- ・前2号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないと認める焼却行為

#### ○ 伝統的行事及び風俗慣習上の行事 どんど焼き・お焚き上げ・お祭り等



#### ○ 教育活動上で必要な場合 キャンプファイヤ・焼き芋・陶芸づくり等



#### ○ やむを得ない場合

災害時の応急対策・消火訓練や消防活動・一過性の軽微なたき火  
農業・林業・漁業に必要な病虫害防除、肥料づくり、土壌改良等  
風呂や暖炉の加熱



 **ただし、これらの場合でも、周辺地域の生活環境へ  
十分配慮することが必要です**

条例に違反した場合・・・

改善の勧告 → 命令 → 命令に従わない場合は公表や罰則  
命令違反には**1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

## ごみは区の収集に出しましょう

### ■ごみの収集について

板橋東清掃事務所 TEL 03-3969-3721

板橋西清掃事務所 TEL 03-3936-7441



【お問い合わせ】板橋区 資源環境部 環境政策課 生活環境保全係 TEL 03-3579-2594